

意見書案第 26 号

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬 友 子

小 島 義 雄

## 教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

教員の長時間労働はますます深刻である。2023年4月に文部科学省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務を含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働が常態化しており、看過できない状況にある。

こうした現状を反映して、年々教員志願者が減少している。その一方で早期退職者や病気休職者が増加している。そのため学校現場では産育休の職員や病気休職者の代替が確保できない状況が広がっている。教員の未配置により、残された教員の負担が増大し、心身を病む教員が出るという負の連鎖が起きている学校も少なくない。

これらは教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関わる重大な問題であり、今後子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。

そのため教員の長時間労働と教員不足の改善に向けては、直ちに取組みなくしてはならず、今や一刻の猶予もない。

そもそも教員に長時間労働をもたらしている業務は、授業準備であり、校務分掌業務であることは、種々の調査からも明らかである。これらの業務は、緊急的、臨時的に発生するものではなく、いわば教員の本務である。それが時間内に終わらないということは、常務に見合う定数が確保できていないことを意味することから、大幅な教員定数増が急ぎ求められる。

また1971年に成立した現在の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）では、公立学校の教員に時間外手当を支給せずに、教職調整額を支給することを定めている。時間外手当を支給しないとなれば時間外労働時間を計測する必要がなくなり、労働時間の規制が曖昧になることは避けられず、教員は時間外労働の歯止めがない中で長時間労働を強いられていることになる。そのため教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を規制するための給特法見直しは急務といえる。

よって国及び政府においては、教員の長時間労働を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、以下の項目について早急に措置を講じることを強く求めるものである。

### 記

- 1 学校の業務量に見合った教職員の配置を行うこと。
- 2 勤務時間の管理と長時間労働を制限するために、教職調整額を廃止し、教

員にも時間外手当を支給すること。

3 上記の項目を実現すべく教育予算を増額すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

あて